

原子力政策大綱への反対意見

2005年9月29日

原子力資料情報室

共同代表 伴英幸

33回に及ぶ策定会議、2つの小委員会での議論、各地でのご意見を聴く会、2度にわたる意見募集など多くの議論を経て原子力政策大綱が策定されることとなりました。私は初めて策定会議の一委員となり、脱原発を求める立場から議論に参加してきました。一般からの意見募集を複数回行った点や、核燃料サイクル政策の決定に際しては複数の選択肢を抽出して総合評価を行なうなど、政策決定のあり方で初の積極的な方法が取られた点は評価できると考えています。加えて、大綱は、安全の確保の重要性和国民の原子力政策への理解と信頼の大切さを強調している点において評価できます。原子力政策への国民参画は未だ確立されていないとしつつ、その重要性が指摘されました。どのような参画があるのか今後の課題として認識されたと受け止めています。その際、脱原発の可能性も含めたものであることが重要だと考えます。

評価できる点はあるものの、策定される大綱には同意できません。同意できない諸点のうち特に3点について以下に述べます。

1. 基本的考え方として「2030年以降も総発電電力量の30～40%程度という現在の水準程度か、それ以上の供給割合を原子力発電が担うことを目指すことが適切である」と原子力発電の割合を位置づけた点です。

これに反対する理由はこれまでも述べてきました。ここでは、この政策を採用した結果もたらされる運転期間の延長について、さらに2点を加えます。高経年化対策では原子力安全・保安院の最新の検討状況を反映させたうえで「仕組みを充実すること」としていますが、同院の報告書にもあるように、ステンレス鋼とニッケル基合金の応力腐食割れのメカニズムがいまだ解明されておらず、また、同報告では私たちが問題提起した中性子照射の速さが脆化に影響している点の検討がありません。さらに、宮城県沖地震（05年8月16日）では、耐震設計用地震動の基準となっている解放基盤表面に換算した加速度が周期0.05秒のところでは設計用限界地震動S2の大きさを超えてしまいました。この地震の規模はしかし、地震調査委員会が想定していたこの地域での地震の規模の半分でした。原発の運転期間の延長は大変危険であると考えます。

策定会議の審議過程では、吉岡委員が原子力発電の総合評価を繰り返し求めました。私もその総合評価を行なうべきだとの考えです。原子力委員会のミッションは原子力政策を進めることであることが強調されて、その作業は行われませんでした。脱原発を含めた原

子力発電の総合評価が今後の課題として残ったと考えています。

2. 従来の核燃料サイクル政策が踏襲された点です。

政策決定の際に行なわれた総合評価の方法は、これまでの原子力政策の審議過程では行なわれてこなかった方法であり、今後とも改良して継続すべき方法だと考えています。しかしながら、個々の項目の評価方法やその内容には、私の提出した総合評価結果と決定的に異なっており同意できません。放射性物質が環境中へ放出されることやプルトニウムが地上で行き来するようになることなどを評価していくべきだと考えています。特に、政策変更コストの算出は納得がいきません。

原子力施設の円滑な立地が可能となるように交付金などが支出されていますが、それにより地域経済が過度にこの資金に依存することになり、一地域の経済的依存が逆に原子力政策を規定するという硬直した状況に陥ってしまっているのではないかと危惧しています。

選択肢では、この選択肢に最も適した条件を設定することも考えられますし、感度解析なども議論を深める点では重要だと考えています。その意味から、佐藤栄佐久福島県知事の意見にあるように議論が十分に深められませんでした。総合評価の内容の深化は今後の課題です。

3. 「高速増殖炉については、...2050年頃から商業ベースでの導入を目指す」とした点です。多くの条件が付けられてはいますが「基本的考え方」とされました。高速増殖炉をめぐる議論では、FBRサイクル実用化戦略調査研究フェーズIIの成果を評価して「今後の展望をまとめる」とされながらも、根拠なく実用化時期の目標が設定されました。実用化の見通しは無いとの主張への反論すらありませんでした。高速増殖炉開発に関しても、実用化を目指すというのであればなおのこと、しっかりした総合評価が必要です。

2005年9月28日

吉岡 斉

原子力政策大綱（案）に示されている判断のうち、最も中核的な要素は4つあると思われる。その全てに対し、私は委員として同意することはできない。

第1は、基本的な社会哲学に対してである。

第2は、原子力発電政策の内容に対してである。

第3は、核燃料サイクルバックエンド政策の内容に対してである。

第4は、核軍縮・核不拡散政策の内容に対してである。

第1に、原子力委員会は、原子力研究開発利用の推進に関して中立的立場をとり、有力政策選択肢の中から総合評価によって最善の選択肢を選ぶべきであるが、それが全体として実現されなかったことは遺憾である。また民間事業については、民間主体の「自己決定自己責任」の原則が実現されるよう、政府の役割を国民全体の利益実現のための公正なルール設定にとどめ、正当な根拠のない支援・優遇措置を全廃すべきである。しかし政策大綱（案）には、重要部分において民間活動の方針を政府が指令する箇所が散見される。また従来のかわめて手厚い支援・優遇措置の見直しについては、ほとんど議論もされなかった。

第2に、商業原子力発電政策に関して、脱原発政策を含む有力政策選択肢を立てた総合評価にもとづく判断を実施せず、その代わりにエネルギー安全保障と地球温暖化防止にとって原子力発電はメリットがあるという理由をあげて、そこから一足飛びに、原子力発電を日本の発電電力量全体の30～40%程度という現在の水準程度か、それ以上の水準に、21世紀全体をとおして、維持することが適当であるという結論を導いた。そしてその目標達成を確実にするための手段として、かわめて具体的な指針が示されている。これは社会的・技術的・資源的状況の変化によって最適なエネルギー供給構造は変化するという常識に反するものであり、遺憾である。

また高速増殖炉については、「2050年頃からの商業ベースでの導入を目指す」という記述が、政策大綱（案）に取り入れられた。2050年頃というのは、軽水炉の寿命を60年とし、既設の原子炉が新たな原子炉によってリプレイスされると仮定し、現在の既設炉のリプレイス集中期の後半にかろうじて間に合う時期に当たる。しかしこの時期設定のフィージビリティは何ら議論されていない。そもそも実用化計画自体が、対応する核燃料サイクル施設のそれも含めて存在しない以上、目標時期設定は原理的に不可能だ。

第3に、核燃料サイクルバックエンド政策に関して政策大綱（案）は、電力会社に実質

的に再処理を義務づけ、六ヶ所再処理工場の円滑な操業を奨励し、そのコスト補填のための法的措置を講ずる、という現行政策を堅持する結論を出した。政策大綱（案）の土台となった「核燃料サイクル政策に関する中間取りまとめ」については、私が座長をつとめる「核燃料サイクル国際評価パネル」（ICRC）が報告書をまとめ、第32回策定会議（第32回）で机上配付したので、詳しくはそれを参照して頂きたい。その勧告内容は、六ヶ所再処理工場を無期凍結するとともに、原子力委員会は政策大綱（案）の該当部分を棄却し、この問題について適切な組織体制のもとであらためて検討を行うか、又は総理大臣が別の機関を設置し、より総合的な観点から検討を行うべきだというものである。需給バランスの観点から今後10年以上は再処理実施が不合理な状況にあるにもかかわらず、わざわざ財務上のコスト・リスクが高く、国際核軍縮・核不拡散システムへの悪影響が懸念され、安全・環境上の問題も有する六ヶ所再処理工場の操業を開始するのは、合理的な判断とは認められない。

第4に、1990年代末以降、核軍縮は停滞し、核拡散に至っては手がつけられない状態となるおそれが高まっている。ところが新長期計画案は、民事利用分野で実施可能であり、しかも核軍縮・核不拡散を進める効果の高い方策を何も提案していない。その一方で自国の機微核技術に関する既得権益を堅持することに強く固執し、日本の既得権堅持の障害となるような国際的ルールを導入に強く抵抗している。また日本のプルトニウム需給バランスの確保について原子力委員会は従来、それが再処理事業の実施の大前提であるとの立場をとってきたが、いつの間にか曖昧化されている。余剰プルトニウムという用語自体が消えている。米国ブッシュ政権が続いている間に、「余剰プルトニウムは幾ら溜め込んでも、管理さえしていれば何の問題もない」という新たなルールを、実質的に作ろうとしているのだと推察される。日本が世界の核軍縮・核不拡散の推進において果たし得る潜在的役割の大きさを考えれば、これらは遺憾なことである。

他の周辺的な諸要素についても、その多くについて私は異論をもつが、それについては私が策定会議に提出した意見書の総集編（1600字で255ページ）を参照願いたい。[今回の配布資料の関連資料としてホームページに掲載]。少数意見の本文では中核的な要素についてのみ論ずる。また私の代案に関する記述を、ここでは基本的に割愛したが、それについても同様に、上記の総集編の該当箇所を参照願いたい。

なお今回の意見書の付録として、私の第1回策定会議での意見書を添付する。後者は、原子力政策大綱（案）の内容上の特徴を、私が最初から見抜いていたことを証拠立てる文書である。

（新計画策定会議事務局付記）

上記の「第1回策定会議での意見書」は添付を省略しています。

なお、委員からの意見書は、提出の都度、策定会議において配布するとともに、原子力委員会ホームページに掲載しています。（「意見書の総集編」という形式での掲載はしていません。）

以上。